

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

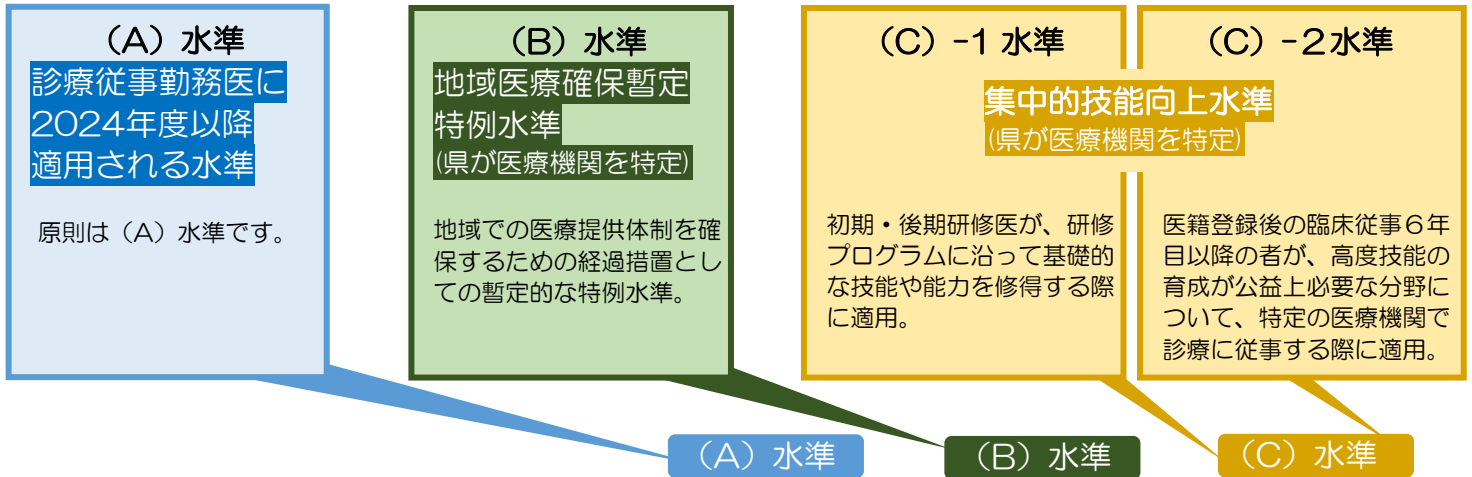
令和元年 10月発行 第 17号

～36協定の質問にお答えします：医師編～



Q 医療機関で診療に従事する医師の時間外労働時間は、どのように変わるのですか？

A 厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会報告書」（平成 31 年 3 月 28 日）では、2024 年から 2036 年 3 月までの間は、診療に従事する勤務医の時間外労働時間について、以下のように医師を（A）～（C）水準にわけ、「臨時的な必要がある場合」の上限が示されています。



36協定で締結できる時間数の上限	通常の時間外労働（休日労働を含まない）	月 45 時間以内・年 360 時間以内	
	「臨時的な必要がある場合」（休日労働を含む）	月 100 時間未満（下記の面接指導等を行った場合には例外あり）	
		年 960 時間以下	年 1,860 時間以下
適正な労務管理（労働時間管理等）	一般労働者と同様の義務（労働基準法、労働安全衛生法）		
医師労働時間短縮計画の作成による PDCA の実施	現行どおり (勤務環境改善の努力義務)	義務	
追加的健康確保措置	連続勤務時間制限 28 時間 (宿日直許可なしの場合)	努力義務 (臨時的な必要がある場合の時間数が年 720 時間等を超える場合のみ)	義務 (C) -1 水準が適用される初期研修医の連続勤務時間制限については、28 時間ではなく 1 日ごとに確実に疲労回復させるため 15 時間（その後の勤務間インターバル 9 時間）又は 24 時間（同 24 時間）とする。）
	勤務間インターバル 9 時間		
	面接指導（睡眠・疲労の状況の確認を含む）・必要に応じ就業上の措置（就業制限、配慮、禁止）	時間外労働が月 100 時間以上となる場合は義務 (月 100 時間以上となる前に実施)	

※詳細は厚生労働省 HP の「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書をご覧ください。

今から勤務医の時間外労働削減に取り組みましょう。
医師の働き方改革についてわからないことなどありましたら、
お気軽に当センターまでご相談ください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

